

各務原市障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

1. 評価年度

令和7年度

2. 目標の達成状況

(1) 採用に関する目標

目標	実績
実雇用率3.00%(令和11年6月1日時点)	実雇用率3.27%(令和7年6月1日時点)

(2) 定着に関する目標

目標	実績
不本意な離職者を極力生じさせません。	不本意な離職は生じておりません。

3. 取組内容の実施状況

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

①組織面

- ・障害者職業生活相談員を選任し（令和元年11月1日に選任済）、障がいのある職員の相談窓口を設定するほか、相談先を市内グループウェア等により周知した。
- ・組織外の関係機関（岐阜労働局）とも連携体制を構築し、関係者間で情報を共有し、障がい者の相談体制の整備を行った。

②人材面

- ・支援担当者（職場の上司・同僚等）向けの研修及び学習機会を提供できるよう情報収集に努め、必要に応じて研修の実施や研修実施機関への派遣等を検討した。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・現に勤務する障がいのある職員や今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、各部署との連携を図り、職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）について検討した。
- ・新規採用又は部署異動、その他の場合においても必要に応じて面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかを確認するとともに、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討した。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

- ・相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者で

ある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとしている。

②募集・採用

- ・面接時に就労支援機関の職員等の同席を可能としている。
- ・募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行っていない。
 - 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
 - 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

③働き方

- ・本人の希望や職務内容を踏まえつつ、短時間勤務の活用を推進している。
- ・時間単位の年次有給休暇や各種特別休暇の利用を促進している。

④その他の人事管理

- ・中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、職場環境の整備、通院への配慮等の取組を行っている。

（４）その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく「各務原市障害者就労施設等からの物品等調達方針」により、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進している。